

# ハローワークでの大卒等新卒者の求人の取り扱いについて (大学院、大学、短期大学、高専、専門学校、能力開発校卒業者対象)

※高卒者の取り扱いは異なります。

## 【大卒等求人とは】

大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門学校）、職業能力開発施設（能開施設）卒業予定者を対象とした求人のことをいいます。

※ 学生を対象とした求人は、ハローワークのほか各大学等へ直接申し込むことも可能となっています。詳細については、各大学等へ直接お問い合わせください。

### 【大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する要請について】

大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動については、学生の学修時間の確保など学修環境の整備を目的として、内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省で構成される関係省庁連絡会議から経済団体等に対して「2025年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」により就職・採用選考活動の日程企業等に対して、その遵守を要請しています。

また、大学等関係団体で構成される就職問題懇談会からも企業等に対して「令和7年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」により就職・採用選考活動の日程企業等に対して、その遵守を要請しています。

### 大学等卒業予定者の就職・採用活動の日程について

	大学等卒業・終了予定者に係る就職についての申合せ	ハローワークでの求人受理・職業紹介の取り扱い
求人の受理	—	2月1日以降
求人票の公開	—	4月1日以降
広報活動	3月1日以降	
採用選考（学校推薦）	6月1日以降	6月1日以降（※）
採用内定	10月1日以降	10月1日以降

※ 専門活用型インターンシップを通じて専門性を判断された学生に限り、3月

## ハローワークでの大卒等求人の受理・職業紹介の取り扱いについて

### ハローワークでの 大卒等求人の受付 [2月1日～]

・ハローワークでの大卒等の求人の受付開始は、2月1日からとなっています。  
なお、「求人申込書（大卒等用）」は、職種毎にハローワークへ提出してください。

求人者には、受理・作成した求人票の控えを隨時郵送でお届けします。  
※ハローワークでの大卒等の求人票の公開は4月1日からとなります。2月1日から3月31日までの間は、ハローワークでの大卒等求人の事前受付期間となっており、求人票の公開はされません。

### ハローワークでの 大卒等求人の公開開始 [4月1日～]

・大卒等求人票のハローワークでの公開は4月1日からとなります。  
求人票は、ハローワーク内の端末、ハローワークインターネットサービス（公開希望ありの求人票のみ）で公開されます。

### ハローワークでの 大卒等求人への 職業紹介開始 [6月1日～]（※2）

6月1日以降、ハローワークにおいて大卒等求人への職業紹介が可能となります。学生自身が直接求人事業所へ応募問い合わせすることも可能です。  
※1 既卒者応募可能かつ、通年採用可能（入職の時期を限定しない）な求人については、早期の就職を希望する既卒者の就職を促進するため、4月1日からハローワークの窓口での紹介が可能。  
※2 専門活用型（2週間以上）インターンシップであり、かつ春休み以降に実施されるものを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行が可能。

### 採用内定 [10月1日～]

正式な内定は「大学等卒業・終了予定者に係る就職について申合せ」に基づき10月1日以降にお願いします。

### 採用（雇用開始） [原則、卒業後]

# ハローワークへの学卒求人の申し込み方法について

## 1 ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」機能を利用する（推奨）

### ＜求人者マイページ機能について＞

「求人者マイページ」は、事業所のパソコン等から求人申し込み等のサービスをご利用いただける機能です。

過去に提出した求人（令和2年1月以降に提出した求人）を参照できたり、コピーして新たな求人の作成ができたりするので、求人の確認や求人作成の手間の削減が期待できます。

（※ 参照できる求人は保存期間などの条件があります。）



<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>



### ＜求人者マイページ開設済みの場合の求人申込み＞

- 既に開設している求人者マイページにログイン後、学卒求人の申し込みを行ってください。

### ＜求人者マイページが未開設の場合の求人申込み（①と②の開設方法があります。）＞

#### 【開設方法①】（ハローワークで求人申し込みをしたことがある場合）

・求人者マイページで使用する事業所のメールアドレスを学卒部門で登録します。

・登録後は認証・パスワードの設定作業を事業主側で行います。

※令和2年1月以降にハローワークで求人を作成したことがない場合は、「事業所情報追加シート」の提出も必要となります。

・求人者マイページ開設後、マイページから求人の申込み手続きが可能となります。

#### 【開設方法②】（求人申し込みをしたことがない場合）

・ハローワークインターネットサービスのメインメニュー画面の「事業主の方」にある「事業所登録・求人申込み（仮登録）」から求人者マイページの開設手続きを行えます。

・開設後に引き続いて、求人の申込みが可能です。

※ 求人者マイページの操作方法につきましては「求人者マイページ利用マニュアル」（ハローワークインターネットサービス上に掲載）、ヘルプデスク（電話：0570-077-450）でご案内しております。（ナビダイヤルのため通話料がかかります。）

## 2 ハローワークの窓口等で学卒求人申込書を提出する

### ＜初めて学卒求人を申し込む場合＞

- 「求人申込書（大卒等・高卒）」を作成し、事業所を管轄するハローワークに提出してください。（窓口、郵送等での提出が可能です。）

「求人申込書（大卒等、高卒）」の様式は、ハローワーク旭川ホームページからダウンロード（PDF形式）できます。また、窓口でも配布しています。

※ 今までハローワークに一度も求人を出したことがない（初めて求人の申込をする）場合は、求人の申し込み前に「事業所情報の登録」が必要になりますので、ハローワーク旭川事業所第1部門へお問い合わせください。登録の有無や登録方法、必要書類等についてご説明します。

### ＜過去に学卒求人を申し込んだことがある場合＞

- ① **令和2年1月以降に学卒求人を作成したことがある場合**は、新たに求人申込書に代えて、過去の求人票のコピーに朱書きで内容に修正を加えたものを提出することができます。（窓口、郵送等での提出が可能です。）

過去の求人票をお持ちでない場合は、ハローワークまでお問い合わせください。

- ② **令和元年12月までしか学卒求人を作成したことがない場合**は、令和2年1月のハローワークのシステム刷新による追加の確認項目等があるため、新たに「求人申込書（大卒等、高卒）」を作成し提出していただくこととなります。また、「事業所情報追加シート」の提出も必要となります。（窓口、郵送等での提出が可能です。）

# 注 新規学卒者の求人の意 注意点について

## 適正な募集・採用計画の立案をしてください！

求人数について、「若干名」、「〇〇人以内」など、不明確な表現や、実際の採用計画数を超えた人数とすることはできません。採用計画は、高校生〇名、大学生〇名といったように各区分ごとに具体的な採用計画を立ててください。

## 高卒求人で「指定校推薦」を行う場合について（高卒のみの取り扱い）

高卒求人において「指定校推薦」を希望される場合は、「（様式）推薦依頼高校一覧」を作成し、高卒求人申込時にご提出ください。（様式はハローワーク旭川ホームページにてダウンロードも可能です。）

※ 求人者マイページで求人申し込みをされる場合は、「指定校推薦」欄に高校名を入力願います。

## 安易な求人の取り消し・募集人数の削減はできません！

求人を取り消しすることができるは、原則募集した求人数分の学生・生徒を採用した場合に限ります。求人数2人の場合は、1人の採用が決定しただけでは充足とならず、2人の採用が決定することで充足となります。

### 【特にご注意ください！】

- ・ 学卒求人は、安易に求人を取り消しをすることができません。
  - 認められない例：学卒求人で応募者がいないため、学卒求人を取り消し、一般求人の募集に切り替える。
- ・ 学卒求人は、安易に求人数を削減することができません。
- ・ 学卒求人は、他の学卒求人や一般求人と求人数を併用しての募集ができません。
  - 認められない例：大卒求人や一般求人から必要人数を採用したので、高卒求人は充足していないが求人を取り消す。または、高卒の求人数を減らす。
- ・ 学卒求人で求人の取り消し（募集の中止）や募集人員の削減を行おうとする場合、あらかじめハローワーク及び学校等の長へ通知することが必要となります。（職業安定法施行規則第35条）

## 内定取消し及び採用予定日の先延ばしはいけません！

採用内定取り消し及び事業主の一方的な都合による採用予定日の先延ばし（入職時期の繰り下げは、学生、生徒、その家族はもとより、社会全体にも大きな影響を与えるものであり、決してあってはならない重大な問題です。事業主は最大限の経営努力を行う等で、これらの回避に向けてあらゆる手段を講ずることが求められます。又、社会通念上相当であると認められない採用内定取り消しは無効となる場合があります。

- ・ 採用内定取り消し及び採用予定日の先延ばし（入職時期の繰り下げ）を行う場合、あらかじめハローワーク及び新規学卒者の所属する学校の長に通知することが必要です。（職業安定法施行規則第35条）
- ・ 採用内定取り消しを行った場合、企業名が公表される場合があります。（職業安定法施行規則第17条）

## 「受動喫煙防止」のための取組の明示について

2020年4月1日からの改正健康増進法では、施設の管理権原者は、喫煙専用室などの喫煙可能区域に20歳未満の者を立ち入らせてはならないとしています。

また、改正健康増進法における受動喫煙防止措置義務が課される施設において、受動喫煙防止措置義務に係る法令違反となる場合、求人の公開、職業紹介を行えません。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。（ホームページQRコードはこちら→）  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>)



# 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご留意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

## ① 従事すべき業務の変更の範囲\*

- 採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- 将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

職種:	介護員
仕事の内容:	<p>グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いただきます。</p> <p>〈主な業務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助</li> <li>・介護記録作成</li> <li>・誕生日会などレクリエーション開催</li> <li>・買い物代行や、食材の買い出し</li> <li>・機能訓練など</li> </ul> <p>※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります</p> <p><b>変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員</b></p>
(最大360文字)	

## ② 就業場所の変更の範囲\*

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

就業場所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 登録済の就業場所と同じ	<input type="checkbox"/> 在宅勤務に該当
	〒 ○○○ - ○○○○		
	○○県△△市□□町3番地		
	最寄り駅(	○○線 □□ 駅)から[徒歩・車]で(	10 分)
	就業場所に関する特記事項:		
	従業員数:就業場所( 22 人) うち女性( 12 人) うちパート( 14 人)		
受動喫煙対策	1. あり 受動喫煙対策の内容: (屋内禁煙・喫煙室設置) 2. なし(喫煙可) 3. その他		
	受動喫煙対策に関する特記事項:		
マイカー通勤	<input type="checkbox"/> マイカー通勤可	<input checked="" type="checkbox"/> 駐車場あり ※料金について「求人に関する特記事項欄」に記載してください。	
転勤の可能性	①あり → [ 転勤範囲: A事業所、B事業所 ]		

\*「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中の変更の範囲のことをいいます。

### ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- 雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- 更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

#### ■原則更新の場合は以下のように明示してください。

##### 有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間〇年／更新回数〇回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

#### ■条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- 「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載

##### 有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満)
	年   月   日 ~   年   月   日 又は 1 年 0 ヶ月
契約更新の可能性	①あり( 原則更新   ・ <b>条件付きで更新あり</b> ) ↓ 2. なし (契約更新の条件: <b>会社が定める能力評価により判断（通算契約期間上限4年／更新回数上限3回）</b> )

Q 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか？

A 就業場所・業務に限定がない場合は、「会社の定める〇〇」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交することも考えられますが、求職者とのトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましいです。

Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか？

A 今回の明示事項について、指定された欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載してください。

このリーフレットの内容や具体的な求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

# ハローワーク旭川新卒応援コーナー

## 事業所向け支援メニューのご案内

### ハローワーク旭川「新卒応援コーナー」とは…

ハローワーク旭川2階にあります「新卒応援コーナー」は新規学卒者向け求人の受理、新規学卒者や既卒3年以内の者の就職支援を専門的に行うコーナーです。

当コーナーには、学卒者支援を専門とする「就職支援ナビゲーター」等の専門スタッフが在籍しております。

各スタッフは、窓口での職業相談、職業紹介、新規学卒者専用求人の受付のほか、管内事業所への訪問・求人開拓、学校を訪問し就職指導担当者との情報交換を行ったりしています。

求人者と学校及び求職者である学生・生徒との橋渡し役として各種支援を実施しています。

※ハローワークは国が設置運営する公的機関なので、無料でご利用いただけます

### おもな事業所向け支援メニュー

#### ・「新規高卒求人」の受理

(新規高卒求人は、ハローワークの確認を受けた求人票により、学校・ハローワークが生徒に対して職業紹介を行うこととなっています。  
なお、許可を受けた職業紹介事業者によるものはこの限りではありません。)

#### ・「新規大卒等求人」の受理

(新規大卒等：大学（院）・短大、高等専門学校、専門学校、能力開発校)  
※UIJターン歓迎学卒求人の提出をお願いします！

#### ・「新規中卒求人」の受理

(新規中卒求人は、ハローワークの確認を受けた求人票でないと、生徒を職業紹介できることとなっています。  
なお、許可を受けた職業紹介事業者によるものはこの限りではありません。)

#### ・新規学卒者・既卒3年以内の求職者の職業紹介

#### ・新規学卒向け求人の求人開拓、事業所訪問

#### ・ユースエール認定の認定に関する各種支援、認定申請受付

#### ・職場定着支援（事業所からの職場定着に関する相談の受付など）

#### ・新規学卒者就職関係情報の提供（統計など）



みなさまの人材確保を全力でサポートします



[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28848.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28848.html)

## ハローワーク旭川

(旭川公共職業安定所)



<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/asahikawa.html>

## ハローワーク旭川 「新卒応援コーナー」



[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/asahikawa/madoguchi\\_g\\_oannai/shinsotsu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/asahikawa/madoguchi_g_oannai/shinsotsu.html)

## 新規学卒求人申込み

ハローワークインターネットサービス  
「求人者マイページ」

HelloWork Internet Service  
ハローワーク インターネットサービス



<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>

## ハローワーク旭川 新卒応援コーナー 求人に関する参考資料 (リンク先下部より)



[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/asahikawa/jigyounushi/asahikawa-kyujin1/20220201\\_00003.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/asahikawa/jigyounushi/asahikawa-kyujin1/20220201_00003.html)

## ハローワーク旭川

(旭川公共職業安定所)

2階 「新卒応援コーナー」

TEL : 0166-51-0176 (自動音声ガイダンスコード 33#)

【OPEN】月曜日～金曜日 8：30～17：15

(12：00～13：00も受付しています)

※土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12/29～1/3）はお休みです

※可能な限り16：45頃までにご相談の受付をしていただきますようご協力をお願いいたします。

※ハローワークは国が設置運営する公的機関なので、無料でご利用いただけます

## ハローワークふらの

(旭川公共職業安定所 富良野出張所)

TEL 076-8609 富良野市緑町9-1

TEL 0167-23-4121

【OPEN】月曜日～金曜日 8：30～17：15

(12：00～13：00も受付しています。)

ハローワーク旭川

検索

